

ごみ処分手数料の改定について

【諮問事項】

市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設（清掃工場又は埋立処分場）にごみを搬入する際に徴収している「ごみ処分手数料」を次のとおり改定する。

区分	現 行	改定後
家庭系ごみ （一般家庭から 生じた一般廃棄物 （自己搬入分））	100 kgを超える 10 kgにつき <u>70 円</u>	100 kgを超える 10 kgにつき <u>140 円</u>
事業系ごみ （事業活動に伴い 生じた一般廃棄物）	10 kgにつき <u>70 円</u>	10 kgにつき <u>140 円</u>

〔料金の考え方〕

令和6年度の処理単価を算出すると、改定額は10kgあたり220円となるが、事業者の負担や周辺市の状況を考慮し、激変緩和措置として、現行の2倍の10kgあたり140円とする（令和7年10月からの公共施設使用料も2倍を上限として改定）。

なお、現在、家庭系ごみについては100kg以下を無料としているが、無料区分を撤廃もしくは無料となる重量の上限を引き下げた場合、自己搬入が減少し、収集コスト等が増加するため、引き続き、同区分については継続する。

1 改定理由

前回（平成23年度）の改定から14年が経過し、その間に、ごみ処分に係る人件費、物件費等のランニングコストが上昇していることから見直しを行うものである。

2 直近の改定状況

区分	H14. 4. 1～H23. 3. 31	細分化 → H23. 4. 1～現在
家庭系ごみ	100 kgにつき 700 円 ※100 kg以下は無料	100 kgを超える 10 kgにつき 70 円 ※100 kg以下は無料
事業系ごみ	100 kgにつき 700 円	10 kgにつき 70 円

※缶・びん、ペットボトルなどの資源物については重量にかかわらず無料

【参考1】周辺市の状況（R8.1現在）

料金	市
600円/100kg	薩摩川内市（家庭系ごみは300円/100kg）
110円/30kg	指宿市
100円/10kg	始良市、霧島市
80円/10kg	垂水市、鹿屋市
50円/10kg	日置市、南九州市、南さつま市

3 国の廃棄物処理に係る料金の考え方

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、廃棄物処理に係る料金について、以下の考え方が示されている。

【家庭系ごみ】

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準を考慮すること。

【事業系ごみ】

排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る「原価相当の料金」を徴収することが望ましいこと。

4 ごみ処分手数料改定に係る令和6年度の10kgあたりの処理単価

(1) 処理単価の算出方法

《計算式》

$$\text{処理単価} = \frac{\text{処理原価（焼却費用＋埋立費用）} - \text{売電等収入}}{\text{ごみ処理量（焼却量＋埋立量）}}$$

(2) 令和6年度の10kgあたりの処理単価

年度	処理原価 (焼却費用＋埋立費用) ①	売電等収入 ②	ごみ処理量 (焼却量＋埋立量) ③	処理単価 (①－②) / ③
R6年度	4,910,513千円	921,323千円	181,413 t	220円/10kg

【参考2】

年度	処理原価 (焼却費用＋埋立費用) ①	売電等収入 ②	ごみ処理量 (焼却量＋埋立量) ③	処理単価 (①－②) / ③
R5年度	4,886,681千円	1,031,973千円	184,914 t	208円/10kg
R4年度	4,444,796千円	902,952千円	189,619 t	187円/10kg

5 改定による搬入重量別の影響額

搬入者	搬入重量	現行 → 改定後	差額 (影響額)	備考	
市民 (家庭系ごみ)	50kg	0円	0円	搬入重量は 10kgから20kgが 最も多い	
	100kg	0円	0円		
	150kg	350円	700円		350円
事業者 (事業系ごみ)	50kg	350円	700円	搬入重量は 10kgから150kgが 最も多い	
	100kg	700円	1,400円		700円
	150kg	1,050円	2,100円		1,050円
	200kg	1,400円	2,800円		1,400円

6 今後の予定

(1) 改定日

令和9年4月1日

(2) 改定後の手数料見直しに係る考え方

今後の処理単価の状況や本市の公共施設使用料の見直しの考え方を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを検討する。

参考資料

「地方自治法（抜粋）」

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）」

（清掃事業審議会）

第7条 清掃事業の円滑な運営と健全な進展を図るため、鹿児島市清掃事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会は、次の事項を審議する。

(1) 一般廃棄物処理手数料に関すること。

（一般廃棄物処理手数料）

第16条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第1に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

別表第1（第16条、第24条関係）

一般廃棄物処理手数料

(3) ごみ処分手数料

区分	手数料
一般家庭から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。以下同じ。）で市長の許可を受けて市民が自ら市が設置する一般廃棄物処理施設（資源化施設を除く。以下同じ。）に搬入するもの	100キログラムを超える10キログラムにつき 70円 ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。
上記の一般廃棄物を除く一般廃棄物で市長の許可を受けて自ら市が設置する一般廃棄物処理施設に搬入するもの	10キログラムにつき 70円 ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。